

賃貸住宅退去時の 「原状回復」のトラブルに注意！！

春は進学や就職、転勤などで賃貸住宅を新たに契約したり、退去したりすることが多いことから、賃貸住宅に関するご相談がセンターにも多く寄せられるようになります。中でも、ハウスクリーニングやクロス張替え等の原状回復費用として敷金が返金されない、敷金を上回る金額を請求されたなど、退去する際の原状回復費用をめぐるトラブルが目立ちます。



【県内事例】

5年間住んでいたアパートを退去した。原状回復すべき箇所の確認に立会い、特に問題となる事項はなかった。

後日、原状回復工事を行う予定の業者から届いた見積書を見ると、立会いの際は何の指摘も受けていないのに、補修費用やエアコンの洗浄費用が請求されていた。全て支払わなければいけないのか。

アドバイスとお知らせ

- ・賃貸住宅を退去する際の原状回復について、納得できない費用を請求された場合は、国土交通省の「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」を参考に、貸主側に説明を求め、話し合しましょう。
- ・退去時だけでなく入居時も、貸主と一緒に、傷や汚れがないか、備え付けの設備に問題がないかなどを確認し、内容をメモしたり、傷や汚れの写真を撮るなど記録に残しましょう。
- ・契約する際は、契約内容や特約などをよく確認し、分からないことは説明してもらい、契約書は大切に保管しましょう。
- ・困ったときはすぐに消費生活センター等に相談してください。（消費者ホットライン「188（いやや）」番で最寄りの消費生活センター等につながります。）

【高知県司法書士会と共催で無料法律相談会「賃貸借トラブル110番」を開催します！】

- 日 時：令和6年4月14日（日）10時～13時
- 場 所：県立消費生活センター（高知市旭町3丁目-115 ソーレ2階）
- 相談方法：時間内に来所、またはお電話で。（予約不要）
- 電 話：088-824-0999「賃貸借トラブル110番への相談です」とお申し出ください。